

発行日
令和3年2月1日

Vol. 73



発行所
関西配管工事業協同組合
〒531-0072
大阪市北区豊崎3-20-9
三栄ビル6階
TEL(06)6371-5905 FAX(06)6371-9544

編集者
事業部・教育情報部
HP:<http://www.kankan-club.or.jp/>
E-mail:jimu@kankan-club.or.jp



関 西 配 管 工 事 業 協 同 組 合 機 関 誌

もくじ

• •

●「新春を迎えて」庄司真之理事長	2
●第24回通常総会	3
●令和3年度認定職業訓練講座計画	3
●下請指導ガイドライン改訂	3
●登録配管基幹技能者講習を支援	4
●令和2年度組合行事中止	4
●理事会議事要旨	5
●建設業取引の新ルール スタート	6
●高機能換気装置増加見通し	7
●今年の近畿圏マンション急増へ	7
●薄肉軽量鋼管登場	7
●21年度の建設投資減退見通し	7
●高耐久の不燃ダンボールダクト	8
●空調機器遠隔管理のクラウドサービス	8
●20年度の空調設備低迷見込み	8
●「一人親方」問題	9
●組合事務所移転	12
●ヒトミ様からマスク寄贈	12

新春を迎えて

魅力ある業界づくりに邁進



関西配管工事業協同組合
理事長 庄司 真之

新年明けましておめでとうございます。旧年中は当組合の諸活動に何かとご指導、ご鞭撻を賜り有り難うございました。本年も変わりませず、宜しくお願ひ申し上げます。

昨年2020年は、新型コロナウイルスの猛威に翻弄された大変な年となってしまいました。1月25日の中国の春節休暇で、多くの中国人が来日したあたりから感染が広がりだし、2月初めにはダイアモンドプリンセス号での船内感染が起きました。この時点では、多くの人はまだ他人事という感じで、新聞・テレビを見ていたのではないでしょうか。その後、またたく間に爆発的な感染拡大となりました。4月7日には政府による緊急事態宣言が発令され、5月25日に解除されるまで、あらゆる活動が制限され、経済活動は完全にストップをしてしまいました。

その結果、4月～6月の日本の国内総生産GDPはマイナス27.8%とリーマンショックをしのぐ戦後最大の落込みとなりました。日本経済を牽引してきた「東京オリンピック・パラリンピック」も1年間延期となり、今年も開催されるかどうか定かではありません。

感染者数は、一旦は小康状態を保っていましたが、経済を回すためにとられた「GOTOトラベル」「GOTOイート」の政策により、再び拡大し始め、現在は第3波といわれる大拡大の真っただ中です。感染拡大を抑え込むことができるかどうか、まさに正念場です。

幸い、イギリス・アメリカではワクチンの接種が始まりました。日本でもあと少しでワクチン接種が始まると니다。希望を持って、前を向いて、このコロナ禍を全員で乗り越えていきましょう。

当組合は、設立以来「技能の伝承と若手技能工の育成」を主目標に活動を続けてまいりました

が、昨年はコロナの影響で、あらゆる活動が制限され、充分な活動ができませんでした。しかしながら、コロナに負けてはいられません。本年も、引き続き「若手技能工の育成・教育」を柱に活動を続ける所存ですので、更なるご指導、ご協力をお願いいたします。

現在の建設業界最大の課題は職人不足です。特に若手の職人不足です。若い人が、「夢と希望」を持って働く配管業界に変えること、親御さんが自分の子供を働きさせたいと思う業界にすることが組合の目標であり、私の目標です。

若者に目を向けてもらうには、週休2日制に始まるいろいろな職場環境の大幅な待遇改善を行なう必要があります。一昨年より、「働き方改革」「建設キャリアアップシステム」等、盛んにいわれておりますが、建設業界にとりましては非常にハードルが高い、難しい問題です。

しかしながら、決して避けては通れません。この難問題に業界一丸となって取り組むことが、建設業界の更なる発展につながるのではないかでしょうか。今後、落ち込んだ経済がどれだけ回復するのか非常に気になるところですが、幸い、大阪では「2025年大阪・関西万博」の開催に向けての様々なプロジェクトが動き始め、仕事量が増加すると考えられます。このことは、われわれにとりましては「希望の光」です。

コロナの影響で、先の読めない、非常に不安定な社会情勢ですが、当組合は組合員一同力を合わせ、関係各位のお力を借りし、配管工事業界のイメージアップを計り、若い人や女性の入職者を増やす活動をしてまいります。

現場で汗する配管工が誇りを持って、一生を通して働くことができる、魅力ある業界づくりに邁進いたします。関係各位の更なるご指導、ご協力をお願い申し上げます。

第24回通常総会

事業計画するもコロナ禍で「密」の行事を中止

組合の第24回通常総会は昨年6月25日に大阪市北区の三栄ビル会議室で開催し、新型コロナウイルス感染縮小に備えて令和2年度の事業計画・予算を審議決定しましたが、その後のコロナ感染拡大を受けて大方の行事を中止せざるを得ませんでした。

24回総会は新型コロナウイルス感染拡大に伴い、政府の「緊急事態宣言」が発令されたことにより、会場への出席人数を極力絞って書面（委任状）中心の総会となりました。

総会では立花昇理事を議長に選任し、令和元年度の事業報告・収支決算報告を原案通り承認・可決した後、2年度の事業計画・収支予算など各種議案を審議・決定しました。しかし、残念ながら2年度の事業については、技能講習・各種研修、各種会合など「密」が避けられない行事はすべて中止を余儀なくされました。

令和3年度認定職業訓練講座

コロナ禍沈静に備えて計画

組合の教育情報部会（部会長・玉川義光副理事長）が担当している認定職業訓練講座（配管科・1級技能士コース）について、令和2年度（第22期）は新型コロナウイルス感染拡大に伴い、中止せざるを得ませんでしたが、3年度（第23期）につきましては、コロナ禍沈静に備えて下記のとおり計画しました。3年度も今後のコロナ動向如何により、中止も考えられますので、実行・中止などはできるだけ早く連絡します。組合員各位のご理解をお願い申し上げます。

【日程】(すべて日曜日)

4月11日・18日、5月9日・16日・23日、6月6日・13日・20日、7月4日・11日・18日、8月1日・22日・29日、9月5日・12日

日

【実施会場】

ポリテクセンター兵庫

(兵庫県尼崎市武庫豊町3-1-50)

下請指導ガイドライン改訂

建設技能者の社保加入はキャリアアップシステムでの確認が原則化

2019年の建設業法等の一部改正などを踏まえて「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」が改訂され、昨年10月1日に施行されました。今般の改訂では、社会保険加入確認の建設キャリアアップシステム（CCUS）活用が原則化されました。

具体的には、各作業員の社会保険の加入状況の確認を行う際にはCCUSの登録情報を活用し、閲覧画面などで社会保険加入状況の確認が原則となります。CCUS登録企業を下請企業として選定することや技能者のキャリアアップカードの登録を推奨、建設現場にカードリーダーの積極的導入を推奨しています。

CCUSを使用しない場合には建設企業及び各作業員について社会保険に加入していることを証する関係資料のコピー（電子データ可）を提示させることとしています。

また、「一人親方」については、生活保障の観点や法定福利費を適正負担する企業間による公平・健全な競争環境の整備の観点

から下請企業の役割と責任として、請負関係にある「一人親方」について実態が雇用労働者であれば早期に雇用関係を締結し、適切な社会保険に加入させることが明確に規定されました。

「一人親方」として下請企業と請負契約を結んでいるため「雇用保険」に加入していない作業員については、実態が請負であれば下請企業と「一人親方」との関係を記載した再下請負通知書及び請負契約書を元請企業に提出します。元請企業は適切な施工体制台帳・施工体系図を作成すべきものであることが明確化されています。

例外的に現場入場を認める「特段の理由」を明記し、特段の理由により、未加入作業員の現場入場を認める場合を限定しています。例えば、伝統建築の修繕など当該未加入の作業員が工事の施工に必要な特殊の技能を有しており、その入場を認めなければ工事の施工が困難となる場合、または社会保険への加入手続き中であるなど今後確実に加入することが見込まれる場合としています。

前期講習で93名の資格者誕生 近畿地区で51名合格

令和2年度の登録配管基幹技能者講習の近畿地区登録講習が昨年10月29日～31日の3日間、大阪市中央区のエル・おおさか（大阪府立労働センター）で実施され、当組合は庄司真之理事長、玉川義光副理事長、小阪武司副理事長、中野広造理事を講師として、山中淳市事務局長を管理員として派遣し支援・協力しました。

当組合の講師は「OJTとその進め方」「ケーススタディ」「OJTの実践方法」「OJTの実践演習」について講義しました。

登録配管基幹技能者は、熟達した作業能力と豊富な知識を有するとともに、現場をまとめ、効率的に作業を進めるためのマネジメント能力に優れた技能者で、いわゆる上級職長として元請の計画・管理業務に参画、補佐することが期待されています。

20年度の講習は前期講習として近畿と北陸（11月、金沢市）で実施され、両会場合わせて97名が受講し、93名が合格しました。昨年9月時点の登録配管基幹技能者は



3770名だったことから今回の合格者を合わせて3863名となりました。

うち近畿2府4県では93名が合格し、これで近畿地区の登録配管基幹技能者は587名となりました。

20年度の講習はこのあと、後期講習として関東地区（2月4～6日、東京都小平市）、中国地区（2月18～20日、広島市）で行われ、また多くの登録配管基幹技能者が誕生します。



令和2年度組合行事の多くを中止

一本誌No72も休刊

当組合は令和2年度に計画していました事業のうち、「密」が避け

られない行事をすべて中止しました。新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため止むを得ませんでした。

た。組合員・賛助会員の皆様方に はご理解たまわりますようお願い申し上げます。行事のほとんどが 中止になったのに伴い、昨夏発行を予定していた本誌No72も休刊しました。

理事会 議事要旨

【令和2年3月】――――――

- ①令和2年新年賀詞交歓会終了報告
- ②令和2年度認定職業訓練配管科
　1級技能士コース受講申し込み
　応募状況報告
- ③建設現場における、日常作業状況の実態調査実施集計報告
- ④組合員からの組合脱退申し出の件
- ⑤令和2年度組合事業計画並びに予算編成の基本方針検討
- ⑥その他 = ▽理事各位に案内送付している青年部会例会開催案内通知について

【令和2年4月】――――――

- ①令和元年度後期技能検定試験・
　1級配管（建築配管作業）受検
　結果報告
- ②令和2年度認定職業訓練配管科
　1級技能士コース受講申込者報告並びにカリキュラム・担当講師の決定報告と開講について
- ③令和2年度技能検定1級配管受検対策実技講習の実施日程と講習会場について
- ④令和2年度組合年間行事計画予定日程表の作成について
- ⑤令和2年度組合事業計画書(案)の策定について
- ⑥令和2年度組合収支予算（案）の編成について
- ⑦その他 = ▽新清風ビル取り壊しに伴う組合事務所移転先の検討▽日管連全国青年部会開催に伴う、あべのハルカス機械室等の見学（案）概略説明報告

【令和2年6月（第1回）】――――――

- ①令和2年度認定職業訓練配管科

1級技能士コース全面中止と関連行事の中止報告

②日管連全国青年部会開催可否判断について

③令和元年度脱退組合員に対する出資金払い戻しについて

④組合事務所移転の件

⑤令和元年度組合事業報告並びに決算報告承認について

⑦令和2年度第24回通常総会上程議案、並びに総会議事運営方法の検討

⑧その他 = ▽組合機関誌「かんかんくらぶ」令和2年8月発行の休止検討▽令和2年7・8月定期理事会の休会▽商工組合中央金庫大阪支店への出資検討

【令和2年6月（第2回）】――――――

- ①日管連全国青年部会令和2年度関西地区での開催可否検討
- ②通常総会の運営順序についての打ち合わせ

【令和2年9月】――――――

- ①組合決算関係書類・税務関係書類の提出報告と登記事項及び納税完了報告
- ②組合事務所移転手続き完了報告
- ③令和2年度「登録配管基幹技能者講習」の開催案内書送付報告とOJT講習科目講師の派遣について
- ④大空衛主催の第33回4団体協議会出席報告
- ⑤組合員からの組合脱退申し出の件
- ⑥商工組合中央金庫大阪支店への加入申込みと出資金払い込み検討

⑦令和2年度の組合行事開催予定のうち、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、実施可否判断検討

【令和2年10月】――――――

- ①庄司理事長・玉川副理事長・小阪副理事長の3名、令和2年度大阪府中小企業団体中央会会长彰受賞報告
- ②第11回組合員・賛助会員合同懇談会開催可否判断と開催する場合の進め方検討について

【令和2年11月】――――――

- ①令和2年度第1回近畿地区会場「登録配管基幹技能者講習」終了報告
- ②令和3年度認定職業訓練配管科1級技能士コース実施計画作成について
- ③令和3年新年賀詞交歓会開催可否判断と開催する場合の進め方検討について
- ④その他 = ▽「管機産業新聞」発刊のご挨拶とお願いについて▽第47回三団体懇談会の開催日程について▽1月理事会中止と2月理事会開催について

【令和2年12月】――――――

- ①日管連理事会出席報告
- ②株商工組合中央金庫の株式買付け報告と商工中金大阪支店の普通預金口座開設について
- ③大阪管工機材商業協同組合主催の「第20回管工機材・設備総合展OSAKA 2021」への後援名義使用と出展申し込みの検討について

建設業取引の新ルール、スタート

「著しい短工期」禁止

2019年6月12日に公布された建設業法等の一部を改正する法律が昨年10月1日、一部規定を除き施行されました。今般の改正では建設業取引に関する部分について「著しく短い工期の禁止」などの新たなルールの創設や既存のルールの見直しが行われました。

国土交通省はこれに伴い、受発注者間及び元下間における「建設業法令遵守ガイドライン」を改訂しました。

改訂の概要をみると、見積り依頼から契約締結時までについては、建設工事の発注者（元請負人）は請負契約を締結するまでに「工期又は請負代金に影響を及ぼす事象（地盤の沈下など）」があると認めるときは、それらに関する情報を建設業者（下請負人）に提供することが義務づけられたことを踏まえ、「見積条件の提示等」に関する項目の記述を改訂（改正法第20条の2関係）。

書面による契約締結については、建設工事の請負契約の当事者が契約の締結に際して書面上に記載すべき事項に「工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容」が追加されたことを踏まえ、「書面による契約締結」の項目の記述を改訂（改正法第19条第1項第4号関係）。

著しく短い工期の禁止については、建設工事の発注者（元請負人）は建設工事の契約締結に際し「通常必要と認められる期間と比して著しく短い期間」を工期とする請負契約を締結してはならない



こととされたことを踏まえ、「著しく短い工期の禁止」に関する項目を新設（改正法第19条の5関係）。

下請代金の現金払いについては、元請負人が下請負人に支払う建設工事の代金のうち、労務費相当部分については現金で支払うよう適切に配慮しなければならないこととされたことを踏まえ、「支払手段」に関する項目を新設（改正法第24条の3第2項関係）。

工期全般にわたって考慮すべき事項（第2章）として次の項目が掲げられています。

▽自然要因＝降雨日・降雪日、河川の出水期における作業制限等

▽休日・法定外労働時間＝改正労働基準法に基づく法定外労働時間、建設業の扱い手一人ひとりが週休2日（4週8休）を確保

▽イベント＝年末年始、夏季休暇、GW、農業用水塔の落水期間等

▽制約条件＝鉄道近接・航空制限などの立地に係る制約等

▽契約方式＝設計段階における受注者（建設業者）の工期設定への関与、分離発注等

▽関係者との調整＝工事の前に実施する計画の説明会等

▽行政への申請＝新技術や特許公報を指定する場合、その許可がおりるまでに要する時間等

▽労働・安全衛生＝労働安全衛生法等の関係法令の遵守、安全確保のための十分な工期の設定等

▽工期変更＝当初契約時の工期の施工が困難な場合、工期の延長等を含め、適切に契約条件の変更等を受発注者間で協議・合意

▽その他＝施工時期や施工時間、施工法等の制限等

なお、ガイドラインの改訂を踏まえ、「建設企業のための適正取引ハンドブック」も改訂し、第2版を作成（国交省のホームページからダウンロードできます）。

業務用高機能換気設備

10年後に19年比10%増へ

総合マーケティングビジネスの富士経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として注目度が高まっている業務用高機能換気設備の国内市場を調査し、その結果を「業務用高機能換気設備市場の実態と変化」としてまとめました。

調査対象は業務用・設備用の全熱交換器や外気処理エアコンなどH P（ヒートポンプ）式A H U（エアハンドリングユニット）や外調機と呼ばれる外気処理ユニットです。それによると、2020年の市場は107億円で前年比7.2%減少する見込みですが、30年には127億円、19年比9.5%成長すると予想しています。

これらの装置・機器はI A Q（室内空気質）を環境基準に満たすため、各室内の空気と外気を同時にH P式A H U・外調機に取り込んで熱処理を行い、空気を各室内に給気するもので、市場は外気処理ニーズの高まりを受け拡大してきました。

同社では、20年は小規模施設への新設需要や既設施設での増設需要が増加したが、大口案件の延期などが影響し、市場は縮小するとみられています。しかし、今後は換気や省エネニーズの高まりによって需要は増加し、市場は拡大していくとみています。

用途別にみると、産業施設の導入が多く、業務施設では事務所、宿泊施設、文教施設、医療施設などでの導入が中心です。

今年の近畿圏のマンション

前年比30%増へ急回復

不動産経済研究所はこのほど、2021年の近畿圏のマンション供給は前年比約30%増の1万8000戸、V字型に回復すると見通しました。20年はコロナ禍の影響で当初予測の1万7000戸から大きく下振れし、前年比23%減の1万3900戸（見込み）にとどまります。

主要地区の動きについて同社では、大阪市部の超高層物件は近年、コンスタントに供給があり、21年も継続するとみています。減少傾向が続いている京都市部でも市内の外周部で中規模物件が活性化し、京都府下は大幅に増加するほか、神戸市部ではタワーマンションの増加、兵庫県下では物件の中・大規模化により、供給増が見込まれるとしています。

なお、21年の首都圏の民間分譲マンション供給も前年比約31%増の3万2000戸と予測しています。20年の低迷（前年比22%減見込み）から大きく回復すると見通しています。

SGP比20%薄肉の軽量鋼管

F E S C認証取得して積極受注

钢管技術研究会は、消防配管用軽量钢管が日本消防设备安全センター（F E S C）から認証取得（昨夏）したことを受け、昨秋から積極的に受注活動を展開しています。

同研究会によると、認証取得した軽量钢管は、従来の配管用炭素钢管（S G P）より約20%薄

く、引張強度はS G Pの290M P aから330M P aに向上したとしています。同研究会は、消防設備への採用により、建築物の軽量化や現場の負担軽減につながると期待しています。対象サイズは呼び径65 A、80 A、100 A、125 A、150 Aで、今後、200 Aの追加申請も行う予定です。

同研究会では、軽量钢管のメリットを市場に浸透させ、消防配管にとどまらず、空調設備分野への採用も働きかけていく考えです。

21年度建設投資

前年度比9%減見通し

建設経済研究所は2021年度の建設投資を前年度比8.9%減の58兆1800億円と予想しています。20年度（2.3%減＝見通し）に続いて減少する見通しです。政府投資は18.1%減と、20年度（4.1%増＝見通し）の堅調推移から減少に転じます。民間住宅投資は4.4%減、同非住宅投資は2.2%減といずれも低調に推移するとみています。

建設投資は、1992年度の84兆円をピークに減り続け、10年度にはピークの半分程度にまで落ち込みました。その後、東日本大震災からの復興などにより回復傾向を示しましたが、再び停滞気味となり、14、15年度とも前年度を割り込んだあと、16年度で増加に転じ、17、18、19年度と続伸しました。

同研究所の見通しによると、20年度では政府投資が前年度水準を上回る（4.1%増）ものの、民間投資が住宅分野、非住宅分野とも伸び悩み、総額で前年度比2.3%減の63兆8500億円にとどまる見通し

です。さらに、21年度は政府、民間を問わず低迷し、前年度比8.9%減の58兆1800億円とされています。

不燃ダンボールダクト 30年の耐久性能実証

竹中工務店、山田ダンボール、協立エアテックの3社は昨年11月、不燃ダンボールダクト「エボルダン」が30年の耐久性能を実証したと発表しました。一般財団法人化学物質評価研究機構による劣化評価で使用期間30年経過後でも製品性能を保持できることが実証されたとしています。

「エボルダン」は、ダンボールの両面にアルミシートをラミネートした不燃ダクトで、2004年に3社共同で開発した不燃ダンボールダクトに改良を加えた製品。ダンボールを2層構造から3層構造にすることにより、断熱性能を向上させるとともに、ダクト部材の継ぎ目のジョイントを改良することで耐圧性能を600Paから1000Paへ高めました。



「エボルダン」の施工例

同製品は、従来の金属ダクトよりも重量を約3分の1に軽量化しているため、地震による揺れが発生した際、天井内部材の損傷や落下時の被害を最小限に抑えること

ができます。また、素材にはリサイクル再生紙を使用していることに加え、平板で運送し、現地組み立てとすることで運搬回数を減らすことにもつながり、製造時・輸送時のCO₂排出量を61%削減できるといいます。

さらに、断熱性能を有していることから在来工法で必要だったグラスウール保温材の施工が不要となり、工事現場での省人化にも大きく寄与します。

パナソニック

空調機器遠隔管理 クラウドサービス

パナソニックは、業務用空調機器を遠隔管理・集中コントロールできるクラウドサービス「AC Smart Cloud」を昨年12月に提供開始しました。クラウドアダプター（品番:CZ-10FUSC1）と接続した空調機器の運転状況を遠隔で一括管理できるほか、エネルギーの見える化、メンテナンス時期の通知、異常が発生した際のメール発信、省エネ制御など様々なサポート機能を提供するものです。

「AC Smart Cloud」はクラウド・アプリケーションでサービスを提供するため、任意のパソコンやスマートフォン、タブレット端末による操作が可能で、誰でもどこからでも容易に多拠点で稼働する空調機器の一括管理を実現します。また、特別なソフトウェアやプラットフォームを必要としないため、パソコンでトラブルが発生した際の事業継続対策としても有効です。万一、空調機器に異常が発生した際には任意のアドレスに

「お知らせメール」を発信し、管理者の不安を解消します。

接続可能機器は、同社製のパッケージエアコン（オフィス店舗用・ビル用マルチ）、ガスヒートポンプエアコン、ルームエアコンなどです。

空衛設備工事

19年度伸び率鈍化、20年度は コロナ禍でさらに悪化

矢野経済研究所は、国内の主要事業者89社を対象に空調衛生設備工事に関するアンケート調査を実施し、「2020年版 空調衛生設備業経営総覧」としてまとめました。15~19年度の空調衛生設備工事の売上高推移などを明らかにしたものです。

それによると、19年度の空調衛生設備工事の売上高（89社合計）は、前年度比4.9%増の1兆4276億円で、国内の同工事は引き続き受注環境が好調に推移し、市場規模も増加したとする一方で、東京五輪・パラリンピックの工事需要が一巡したことで伸び率の鈍化がみられ、19年度で一旦ピークアウトしたものと考えられるとしています。

20年に入ると、新型コロナウィルスの感染拡大によって宿泊施設などインバウンド向け関連施設案件の受注動向に影響が出始め、4月までに着工していた工事案件は計画通りに進んだものの、それ以降に着工予定の案件は施主の意向もあり、先送りや計画中止が増えたといいます。

さらに、緊急事態宣言の発令に伴う施工・営業の自粛期間があつ

たことで、営業活動の好機と考えられる諸口（複数の小規模）工事の受注が減少したことにより、20年度下期以降の業績に下方圧力を及ぼすとみています。

コロナの影響については、コロナ禍による工事量の減少によって資機材費や人件費のは回避できているとしています。かつて職人不足常態化の中、東京五輪・パラリンピックの工事需要増などを背景

に仕事量が急激に増加したため、空調衛生設備工事事業者は職人・専門工事事業者などの確保という課題に対する糸口がみえない状態となっていましたが、コロナ禍により需給バランスに変化がみられ、一時的に人手不足の問題が緩和していることから、労務費は“高止まり”状態にあるものの、一方的な上昇は回避できているとされています。

ただ、これはコロナ禍という特殊要因を背景にしたものであり、職人不足に対する根本的な解決には至っていないことから、コロナ禍が収束に向かうにつれて再び人手不足の問題が顕在化するとみています。現在は労務費が右肩上がりで上昇していた時期に多くみられた、空調衛生設備工事事業者から施主に対する価格交渉の構図が少なくなっているといいます。

「一人親方」問題が国交省で検討

企業の法令抵触や技能者のデメリット

国土交通省は、建設労働者の社会保険加入問題と併せ、技能者の個人事業主化、いわゆる「一人親方」問題を検討課題に昨年3回（6・10・12月）の検討会を重ねてきました。2020年度内に中間とりまとめを行う予定です。

国交省は、法定福利費などの労働関係諸経費の削減を意図して一人親方化が進む懸念や労働基準法令規制強化の影響もあり、偽装請負の一人親方として従事する技能者も一定数存在するものと認識しています。

このため、実効性のある施策・推進するため「建設業社会保険推進・待遇改善連絡協議会」の下に「建設業の一人親方問題に関する検討会」を設置し、職種ごとの一人親方の実態把握、規制逃れを目的とした一人親方化対策、その他一人親方の待遇改善対策などの諸課題について検討を行ってい

ます。

12月の第3回検討会の資料となった2回分（6月・10月）の検討会で煮詰めてきた事項の一部を紹介します。



【現状の課題】

- 国土交通省においては——
 - ▽老後の生活や怪我時の保障など技能者に対する待遇改善
 - ▽法定福利費を適正に負担する企業による公平・健全な競争環境の整備

——などの観点から2012年度から社会保険加入対策を推進しており、企業単位・技能者単位とともに保険加入率上昇がみられるなど、一定の効果が発現

○2020年10月から建設企業の社会保険加入が建設業許可・更新の要件として位置付けられるなど社会保険加入対策をさらに強化

○一方で、社会保険加入対策や

労働関係法令規制の強化に伴って法定福利費などの労働関係諸経費の削減を意図して一人親方化が進む懸念

○建設業界への聞き取りや企業アンケートにおいても技能者の一人親方化が進んでいる傾向が示されており、その中には実態が雇用労働者であるにもかかわらず、偽装請負の一人親方として従事している技能者も一定数存在

以上のことから、法定福利費などの労働関係諸経費の削減を意図して偽装請負としての一人親方化を進めることは技能者の待遇低下のみならず、法定福利費などを適切に支払っていない企業ほど競争上優位となるなど公正・健全な競争環境を阻害するだけでなく、社会保険加入対策の根幹を揺るがす重要な問題である。

【施策の方向性】

○一人親方に直接訴求する取り

一人親方問題

組み（令和元年度実施済み）

▽社員（労働者）と一人親方（個人事業主）の適切な働き方の理解を促すとともに、社員として働いた場合は一人親方として働いた場合と比較して将来の年金給付額が多くなる可能性等について直接一人親方などに周知

○実効性ある一人親方対策（今後実施）

▽職種ごとの一人親方の実態把握などを行いつつ、規制逃れを目的とした一人親方化対策、その他一人親方の処遇改善対策などについて「建設業の一人親方問題に関する検討会」において実効性ある施策を検討・推進

【一人親方として使用する企業の問題点】

労働者として扱うべきと考えられる技能者を一人親方として使用する建設企業は以下のような法令に違反するおそれがある。なお、このような建設企業が増加することは建設技能者の処遇悪化につながり、建設業の担い手確保・処遇改善の阻害要因となり得る。

○労災に関すること

『企業の関係法令抵触のおそれ』

▽雇用していないことを理由に労災保険への加入がなされないおそれ

▽対応する労働保険料を納付していないおそれ

・労働保険の保険料の徴収等に関する法律第19条（確定保険料）、第27条（督促及び滞納処分）、第28条（延滞金）など

『技能者のデメリット』

▽自らを一人親方として認識していない場合は労災保険に未加入のおそれがあり、技能者が業務災害を被った場合、補償が出ないまたは全額自己負担のおそれがある

また、被災者や遺族が労働者性を主張・損害賠償等の請求をし、元請などと争う可能性がある

○労働時間や休日に関すること
『企業の関係法令抵触のおそれ』

▽雇用していないことを理由に当該技能労働者について労働時間・休日に関する規制などの対象外として扱うおそれ

・労働基準法第32条（労働時間）、第34条（休憩）、第35条（休日）、第36条（時間外及び休日の労働）、第37条（時間外、休日及び深夜の割増賃金）、第39条（年次有給休暇）、第119条（罰則）など

『技能者のデメリット』

▽雇用していないことを理由に長時間、無休労働を誘発するおそれがあり、業界で進めている4週8休の取り組みにも逆行

▽雇用していないことを理由に労働者であれば受けられる報酬が受けられないおそれ

○社会保険に関すること

『企業の関係法令抵触のおそれ』

▽労働関係諸経費の削減を意図して社会保険に加入させない

・健康保険法第48条（届出）、第208条（罰則）

・厚生年金保険法第27条（届出）、第102条（罰則）

・雇用保険法第7条（被保険者に関する届出）、第83条（罰則）

など

『技能者のデメリット』

▽加入するべき社会保険に未加入で、いざというときの公的補償が受けられないおそれがある

○税金に関すること

『企業の関係法令抵触のおそれ』

▽労働の対価として賃金が支払われる場合は事業主が所得税や住民税を特別徴収しなければならないが、納めていないおそれ

・所得税法第6条（源泉徴収義務者）、第183条（源泉徴収義務）、第239条（罰則）

・地方税法第321条の4（給与所得に係る特別徴収義務者の指定等）、第321条の5（給与所得に係る特別徴収税額の納税義務等）など

『技能者のデメリット』

▽所得税や住民税の未払いが考えられ、場合によっては遡って徴収、滞納処分等のおそれがある

【ゼネコン現場での一人親方の実態】

一人親方が現場に入場する際、施工体制台帳や施工体系図への記載が適正に行われている現場が増えている。その一方で、書類提出や手続の煩雑さを理由に雇用契約がないにもかかわらず上位下請企業の社員として新規入場者教育や危険予知書類などに名前を記載して現場入場している一人親方も多い。特に「応援」と称して現場入場する一人親方に多く散見される。

自治体発注の中学校新築工事現場で、鉄筋工事の二次下請として

一人親方問題

31人の一人親方が施工体系図に記載されている事例があった。

一人親方の現場入場を拒否、あるいは原則不可とする元請も出てきている。また、現場入場の条件として特別労災の給付基礎日額1万円以上の加入や、一人親方と請負契約を締結した発注会社への上乗せ保険への加入指導、内訳が記載された請負契約書の提出などを求める事例もある。

【住宅企業の現場における一人親方の実態】

一次下請に住宅企業のグループ会社の施工業者や協力会社の工務店が入り、二次下請以降に大工職の一人親方やその他の職種の一人親方が下請となる実態が多い。

大手の住宅企業が特別加入団体となり、その団体を通じて特別労災に加入している一人親方は給付基礎日額が低額の加入者が多い実態、10代の加入者もいる事例がある。

現場の就労実態は元請の管理システムで現場の入退場時刻を報告している事例が多い。

請負契約を締結する際に一定の期間、単価は同額とする事例（合意単価）があり、単価交渉の余地がなく、指値発注に近い事例が多い。

家電量販店発注の据付工事などでは請負金額（単価）の交渉余地がないことが多いとの報告がある。

【建売住宅の現場における一人親方の実態】

建売住宅企業が発注者で、大工

職の一人親方が元請として木工事部分を請負う事例が多い。

現場の就労実態は、建売住宅企業に所属する現場監督人が定期的に現場の施工管理、材料の発注・手配などを行い、請負契約の大工には施工マニュアルなどが配付され、施工手順・方法・使用材料の指定などが詳細に決められている事例が多い。

また、早朝・夜間・日曜日は施工禁止など就労時間の制限がされていることが多いが、工期設定が短いため、夜間・日曜日に作業をしている実態もある。

一人親方と請負契約を締結する場合、建売住宅企業によって棟単価、坪単価、平米単価等が仕様などを基準に定額で決められており、両者で事前に見積をせず、発注金額が記載された発注書・請書が一方的に送付され、一人親方が記入・押印をして請書を返送するケースが多い。

【適正と考えられる一人親方の状況（検討委員会素案）】

仕事の依頼などに対する諾否の自由についての具体例として、仕事先から仕事を頼まれた場合に断る自由がある。

業務遂行上の指揮監督の有無についての具体例として、発注者からは仕様書や発注書などにより基本的な作業を指示され、一人親方が状況を確認しながら判断・決定をする。

勤務時間の拘束性の有無についての具体例として、一人親方が状況を確認しながら始業時間を遅ら

せたり、終業時間を早めることができる。

本人の代替性の有無についての具体例は、本人の都合が悪くなつた場合に自分の判断で代わりの者を探す、また、他人の人が代替して業務遂行することや本人が自らの判断で補助者を使うことが認められている。

報酬の労務対償性についての具体例は、報酬が工事の出来高見合いである。また、指定された作業時間内に早く作業を終わらせるまたは遅くまで作業を行う場合でも報酬の額が減額または加算されない。さらに、引き渡しが完了しない完成品が不可抗力のため滅失しても作業が全て終了するまでは報酬が支払われず、また報酬の額が加算されることはない。

資機材などの負担についての具体例は、仕事で使う材料または機械・器具などは一人親方が持ち込んで現場作業を行う。

報酬の額についての具体例は、報酬の額が同種の業務に従事する従業員に比べて高額である。（月額などでみた報酬の額が高額である場合であっても、それが長時間労働している結果であり、単位時間あたりの報酬の額を見ると同種の業務に従事する正規従業員と比べて著しく高額とはいえない場合を除く）。

専属性の程度についての具体例は、他社の業務に従事することは禁じられていないし、実際に行うことができる。

組合事務所が移転しました

当組合は昨年8月、組合事務所を旧事務所から道路を挟み斜め向かいの三栄ビル6階に移転しました。最寄駅は従来と同じ大阪メトロ・御堂筋線「中津駅」で、駅から南へ徒歩約2分です。

◇新事務所

〒531-0072

大阪市北区豊崎3-20-9

三栄ビル6階

TEL.06-6371-5905

FAX.06-6371-9544

(従来通りです)

賛助会員・ヒトミ様からマスク寄贈

当組合は昨年5月、賛助会員のヒトミ様からマスクを寄贈いただきました。組合員の現場作業従事者に使用していただきたいとのご意向でしたので組合員各位に配布させていただきました。昨年のその時期はマスクの調達が困難な時でした。ヒトミ様のご厚意に誌面を借りてお礼申し上げます。

事業主の皆さん、 労働保険に入って いますか？

労働者を1人でも雇っている事業主は労働保険に加入する義務があります。労働保険とは「労災保険」と「雇用保険」を総称したも

ので、労働者を1人でも雇用されている事業主の方は、労働保険に必ず加入しなければなりません。

お問い合わせ先

◇労災保険制度については

労働基準監督署へ

◇雇用保険制度については

ハローワーク（公共職業安定所）へ

【労働保険事務委託団体・労働保険事務組合】

関西配管工事業協同組合

【労災保険・特別加入団体】

関西配管工事業協同組合・一人親方組合



中退共は、国がサポートする中小企業のための退職金制度です。

安全

国の制度だから安心

掛金の一部を
国が助成します。

- パートタイマーさんや家族従業員もご加入いただけます。
- 他の退職金・企業年金制度等とのポータビリティも可能です。

有利

掛金は全額非課税

手数料もかかりません。

簡単

社外積立だから
管理もラクラク

転職先でも引き継げる
「通算制度」があります。

詳しくはホームページを
ご覧ください

中退共

検索

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>



独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211